

年管企発0813第1号  
平成22年8月13日

日本年金機構副理事長  
薄井 康紀 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

高齢者に係る年金個人情報に関係地方自治体への情報提供について

全国的に高齢者の所在が不明となっている事案が多数報道され、その一部には年金の不正受給の事案も含まれている可能性があることから、適正な年金の給付に向けた取組が喫緊の課題となっている。関連して、地方自治体から日本年金機構（以下「機構」という。）に対して、当該高齢者が年金を受給しているか否かについて情報提供依頼が寄せられていると聞いている。

厚生労働省及び機構が年金個人情報を提供するに当たっては、日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）第38条の規定により、年金個人情報を提供することができることとされている場合を除き、利用目的以外の目的のために提供してはならないとされている。

このため、上記事案のような場合に、機構法の規定に照らし、年金個人情報を地方自治体に提供できるかどうか厚生労働省において検討を行い、下記のとおり取り扱うこととしたので、機構におかれては、遺漏なきようご対応願いたい。

## 記

- 1 地方自治体が高齢者の生存確認を行うために、当該高齢者の年金の受給状況に関する情報の提供を機構に対して要請してきた場合、当該情報を提供することは、地方自治体による高齢者の生存確認を支援することとなり、当該高齢者の生存確認結果についての情報を地方自治体から提供してもらえる場合には、年金を適正にお支払いするという機構の本来業務に資することとなるため、このような情報の提供は、年金個人情報の利用目的の範囲内に該当するものと考えられる。
  
- 2 このため、地方自治体が高齢者の生存確認を行うために利用する場合に、機構が、以下により年金個人情報を当該地方自治体に提供することは差し支えない。
  - (1) 地方自治体が行う当該高齢者の生存確認の調査の結果について機構への提供が約束されること。
  
  - (2) 提供する年金個人情報の範囲は、氏名、生年月日、住所、性別及び年金の受給の有無のほか、地方自治体が高齢者の生存確認を行うために必要な範囲とすること。
  
  - (3) 機構は地方自治体に対し当該年金個人情報の適切な管理を求め、必要に応じ、利用の方法についての制限を付すこと。